



一般社団法人 大郷町シルバー人材センター

事務局 だより

令和3年5月 第31号

「自主 自主 共働 共助」



会員数(令和3年5月10日現在)

正会員 男性 87人

女性 44人

合計 131人

賛助会員 2社



◎令和3年4月の実績 (円)

内 訳	契約金額 (円)	前年対比 (%)
一般企業受託	286,712	107.2%
家庭個人受託	698,490	204.6%
公共受託事業	164,560	218.8%
派遣事業	772,344	113.2%
独自事業	0	0%
計	1,922,106	140.7%



令和3年度定時総会について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度も定時総会は規模を縮小して、本人出席は各地域班長のみとし一般会員については「委任状」の提出での開催となります。

現在の状況よりご理解とご協力をお願いいたします。不明な点は事務局にご連絡下さい。 **委任状の提出期限:5月24日(月)**

新型コロナウイルスへの対応について 新型コロナウイルス感染症対策指針をお送りしました。

会員の皆さまにお願いです。近親者の罹患や濃厚接触等が確認された場合、**必ず 先ず 事務局に連絡 して下さい。** ちょっとした心がけが自分やまわりを守ります。

下記については今後も継続し体調管理の徹底をお願いします。

- ① **毎日の健康チェックの励行**
 - ・ 検温：風邪の症状や37.5度以上の熱がないか(朝夕)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がないか
- ② **①の症状等があったら事務所へ電話し医療機関受診**
- ③ **狭いスペースに多くの人々が集まる場所には行かない**

新しい仲間の紹介

大松沢 佐藤 清一 さん

よろしくお祈りします！

新規入会のお声かけ

ご協力をお願いします！

☎ 022-739-9336

報告のお願い

センターから依頼の就業を急用で休む時や、事業の出欠など、ご報告のない会員の方が見受けられます。就業先への連絡や人数を把握しないと支障をきたす事業もあります。必ず事務局にご報告をお願いします。

☎ 022-739-9336

事務局時間外の緊急は事務所携帯

☎ 080-2814-3298

女性部会のお知らせ

女性部会は5月18日(火)です。

会議と定例会です。

自転車安全利用条例について

詳しくは、宮城県のホームページをご覧ください

問合せ先：宮城県総合交通対策課

☎ 022-211-2438

宮城県 自転車条例 検索



屋外作業の繁忙期に入ります。

現場での情報の共有を徹底し

安全就業をお願いします。

熱中症注意！飲み物は各自持参です。



配分金の支払日

5月31日(月)



自転車安全利用条例が施行されました。

自転車安全利用条例

令和3年(2021年)4月1日施行

条例の主な内容

自転車利用者の責務

- ・ 道路交通法の遵守、他人に迷惑を及ぼさない
- ・ 歩行者への安全配慮、ヘルメットの着用
- ・ 自転車の定期的点検と必要な整備

自転車損害賠償保険等(※)への加入義務

- ・ 自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は自転車損害賠償保険等に加入しなければならない
- ・ 事業者や自転車貸出業者は自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない
- ・ 自転車小売業者は購入者の保険加入の確認と保険情報等の提供に努めなければならない



自転車も交通ルールを正しく守って！！

- ・ 自転車は車道の左側通行が原則
- ・ 歩道では歩行者優先、歩者がいるときは徐行、一時停止、押し歩きしてください
- ・ 交差点では信号に従い自転車横断帯を通行、見通しの悪い交差点では必ず一時停止を！
- ・ 横断歩道を通行する場合は徐行し、歩者がいれば横断を妨げないように一時停止か押し歩きを！

自転車の保険加入が義務になっています。利用される方はご確認を！